

船舶事故調査報告書

令和4年4月13日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	乗組員死亡及び乗組員行方不明
発生日時	不明（令和2年12月21日 02時30分ごろ～06時10分ごろの間）（死亡時刻：21日10時18分）
発生場所	福島県相馬市東方沖 鵜ノ尾埼灯台から真方位097°10海里（M）付近 （概位 北緯37°48.2′ 東経141°11.7′）
事故の概要	漁船昇栄丸は、操業中、船長及び甲板員が落水し、船長が死亡し、甲板員が行方不明となった。
事故調査の経過	令和2年12月22日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため、行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 昇栄丸、4.8トン FS3-5388（漁船登録番号）、個人所有 11.70m（Lr）×2.95m×0.78m、FRP ディーゼル機関、323.62kW、平成元年5月 第210-30883号（船舶検査済票の番号） （写真1 参照） 
乗組員等に関する情報	船長 69歳

写真1 本船の外観

	<p>一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和52年9月9日 免許証交付日 平成28年9月7日 (令和4年9月6日まで有効)</p> <p>甲板員 32歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 免許登録日 平成26年11月13日 免許証交付日 令和元年8月8日 (令和6年11月12日まで有効)</p>
死傷者等	<p>死亡 1人(船長) 行方不明 1人(甲板員)</p>
損傷	なし
気象・海象	<p>気象：天気 雪、風向 西北西～南南西、風力 2～1、視界 良好 海象：波向 東北東、波高 約0.5m、水温 約16℃</p> <p>相馬市には、12月18日10時15分から20日16時58分までの間、強風注意報が発表されていた。</p>
事故の経過	<p>本船は、船長及び甲板員1人が乗り組み、刺し網漁の目的で、令和2年12月21日02時30分ごろ、福島県相馬市松川浦漁港を出港し、船長が所属の漁業協同組合の慣習である僚船に対する出港の連絡を無線で行った。</p> <p>本船の行う刺し網漁は、船尾甲板の照明を点灯させ、船尾甲板から約7～8反の網を手で投入し、約1時間後に揚網するもので、揚網する際には、使用する船首甲板の油圧ローラーの電力が不足するので、船尾甲板の照明を消灯していた。</p> <p>僚船船長は、21日01時10分ごろ松川浦漁港を出港して相馬市東方沖で刺し網漁を行い、06時00分ごろ、休憩して周囲を見渡したところ、僚船の南方に本船を認め、本船に作業している気配がなかったので不審に思い、無線で本船を呼び出したものの応答がないので、様子を見るために本船に向かった。</p> <p>僚船船長は、06時10分ごろ本船に接舷し、船長及び甲板員の姿が見当たらなかったため、落水したと思い、周囲にいた他の僚船に無線で状況を知らせて救援を要請し、来援した他の僚船と共に付近の捜索を始めた。</p> <p>本船の所属する漁業協同組合の担当者は、本事故発生連絡を受けて海上保安庁に通報を行った。</p> <p>船長は、本船の南西方沖において、08時35分ごろ心肺停止状態で発見され、救命処置を受けながら松川浦漁港に搬送され、救急車で病院へ搬送されたものの、死亡が確認された。</p> <p>甲板員は、僚船団、巡視船、航空機及び潜水土によって捜索されたものの、見つからず、行方不明となった。</p>

	(付図1 事故発生場所概略図 参照)
その他の事項	<p>本船は、発見時、主機関が作動し、クラッチが中立で、船尾甲板の照明が消灯しており、刺し網が1反投入されていた。</p> <p>船長は、発見時に救命胴衣を着用していたが、甲板員の救命胴衣の着用状況については分からなかった。</p>
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>不明</p> <p>不明</p> <p>不明</p> <p>船長の死因は、溺水であった。</p> <p>甲板員は、行方不明となった。</p> <p>本船は、船長及び甲板員が乗り組み、02時30分ごろ船長が僚船に対する出港の連絡を無線で行い、漁場に到着して操業を始めた後、06時10分ごろ僚船船長により無人の状態で見送られたことから、この間において、船長及び甲板員が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、無人の状態で見送られた際、主機関が作動し、クラッチが中立であったこと、及び約7～8反投入する予定の刺し網が1反だけしか投入されていなかったことから、操業中に船長及び甲板員が落水したものと考えられる。</p> <p>本船は、刺し網が1反だけしか投入されていないのにも関わらず、刺し網の投入中に点灯させていた船尾甲板の照明が消灯していたことから、1反目の刺し網を投入中に船長又は甲板員のいずれかが落水し、船上に残った他方が、船尾甲板の照明を消灯したのち、船首甲板の油圧ローラーを使用して救助しようとして自らも落水した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、相馬市東方沖で操業中、船長及び甲板員が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の乗組員は、暴露甲板上で作業を行う際には、救命胴衣を適切に着用し、十分に注意して落水防止に努めること。 ・ 少人数で乗り組む船舶の乗組員は、落水などの緊急事態が生じたときは、単独で救助を行おうとする前に、無線や電話等で付近にいる船舶に応援を求め、必要に応じ、海上保安庁に救助を求めること。

付図1 事故発生場所概略図

